

第6 盛岡市予防接種事故調査委員会

予防接種事故に対する救済措置要綱

昭和53年3月30日

告示第58号

(趣旨)

第1 この告示は、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき行った予防接種（以下「法に基づく予防接種」という。）又は予防接種法によらないで市の行政措置に基づき行った予防接種（以下「行政措置に基づく予防接種」という。）により健康被害を受けた者に対する救済措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付)

第2 法に基づく予防接種又は行政措置に基づく予防接種を受けた者が、疾病にかかり、廃疾となり、又は死亡した場合において、当該疾病、廃疾又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣又は市長が認定したときは、この告示の定めるところにより、給付を行う。

2 前項の規定による給付（以下「給付」という。）の種類及び給付を受けることができる者の範囲、給付の額、支給方法その他給付に関し必要な事項は、予防接種法及び予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）に定めるところとする。

3 前項に定める給付のほか、市長が特に必要があると認めたときは、薬剤、入院、看護、移送その他医療のために要した費用を別に定める基準により給付することがある。

(予防接種事故調査委員会)

第3 予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、盛岡市予防接種事故調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、予防接種による健康被害が発生した場合に、医学的見地から調査を行うものとする。

3 委員会は、委員6人をもつて組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 盛岡市医師会から推せんされた者

(2) 学識経験を有する者

(3) 市職員

4 委員の任期は2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に会長を置き、委員の互選とする。

6 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

7 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

8 委員会の会議は、市長が招集する。

9 前8項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

(給付の制限)

第4 給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において給付を行わないものとする。

2 給付を受けた者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その者は、その価額の限度においてその受けた給付の額に相当する金額を返還しなければならない。

(返還)

第5 偽りその他不正の手段により給付を受けた者は、市長の定めるところによりその受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部を返還しなければならない。

(他の給付への充当)

第6 この告示の規定による給付を受けた者が、予防接種法の規定に基づく給付の決定を受けたときは、この告示による給付は、同法の規定に基づく給付の内払いとみなす。

附 則

1 この告示は、昭和53年4月1日から施行する。

2 予防接種事故に対する救済措置要綱（昭和49年告示第11号）は、廃止する。

附 則（平成13年1月4日告示第1号）

この告示は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第115号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第123号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

盛岡市予防接種事故調査委員会名簿

(任期：平成27年4月1日～平成29年3月31日)

区 分	氏 名	役職等
学識経験者	和 田 博 泰	盛岡友愛病院 小児科部長
	中 村 豊	岩手医科大学医学部内科学講座 呼吸器・アレルギー・膠原病分野 特任准教授
市医師会推薦	金 濱 誠 己	盛岡市医師会理事 (杜のこどもクリニック院長)
	菅 野 恒 治	盛岡市医師会 感染症予防対策委員会委員長 (菅野小児科医院 院長)
岩手県	野 原 勝	岩手県保健福祉部 医療政策室長
盛岡市	村 上 富美子	盛岡市保健所 健康推進課保健師長